明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○国勢調査令の一部を改正する政令（四六）　二
○戸籍法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（四七）　三
○令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（四八）　三
○令和元年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（四九）　四
〔省　令〕
○経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令（農林水産一七）　四
○環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境七）　四
〔規　則〕
○人事院規則九―一二九（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の特例）の一部を改正する人事院規則（人事院九―一二九―三）　四
○人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則（同一七―〇―一三二）　四
〔告　示〕
○市の境界変更の件（総務七一）　五
○日本国防衛省とアメリカ合衆国国防省との間の連絡官及び防衛交換要員の派遣に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡の交換に関する件（外務七四）　五
○ボリビア多民族国政府に対する贈与に関する日本国政府とボリビア多民族国政府との間の書簡の交換に関する件（同七五）　六
○保安林の指定をする件（農林水産五一八～五二四）　六
○農業保険法施行規則第百十七条第一項及び第百六十六条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件の一部を改正する件（同五二五）　七
○畜産経営の安定に関する法律施行規則第四条第三号、第五条第二号及び第三号イ、第九条並びに第十条の規定に基づき、同規則第四条第三号の農林水産大臣が定める期限等を定める件の一部を改正する件（同五二六）　七
○登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（国土交通三〇二）　八
○登録基幹技能者講習の登録を行う件（同三〇三）　八
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同三〇四）　九
○東京ボルメット無線電話通報規則の一部を改正する件（気象庁四）　九
〔国会事項〕
内閣
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示第四号）　一〇
令和二年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画（農林水産省）　一〇
〔資　料〕
令和二年一月中国際収支状況（速報）（財務省）　一一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一二
会社その他　一三

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。